

平成28年(ワ)第289号、902号

原 告 [REDACTED] 外145名

被 告 四国電力株式会社

準備書面4

(被害論)

平成29年1月13日

広島地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	能勢 顯	男	
同	弁護士 胡田 敏		
同	弁護士 前川 哲	明代	
同	弁護士 竹森 雅	泰	
同	弁護士 松岡 幸	輝	
同	弁護士 河合 弘	之代	
		外	

本書面において、原告らは放射能の放出・拡散による被害につき、若干の補足を行う。

1. 伊方原発において過酷事故が発生し、放射性物質が放出・拡散した場合、汚染地域及び被害状況は事故態様や気象条件等により極めて多様なものになる、従つて、これを簡単に限定できるものではないというのが、原告らの基本的な主張である。

(1) チェルノブイリ原発事故の場合

放射性物質の拡散と汚染地域の形成並びに汚染の程度と評価については、準備書面 p 3 ~ 1 0において、図・表を用いて述べた。特に p 5 ~ 6においては、チェルノブイリを中心に半径 1 0 0 0 km を優に超える地域においても 4 0 ~ 1 8 5 KBq という高濃度の汚染地域が形成されていることを指摘した。

また、ヨーロッパにおける健康被害については、同書面 p 3 2 ~ 3 7において、ロシア・ベラルーシ・ウクライナに止まらず、スウェーデン・フィンランド・ノルウェー（乳幼児死亡率の増加）やドイツ（先天性奇形の多発）に及んでいることにも触れている。

(2) 福島第1原発事故の場合

事故前の放射能の総量、放射性物質の拡散と汚染地域の形成及び汚染の程度と評価については、同書面 p 1 0 ~ 1 6において、表・図を用いて述べた。そこでは 1 0 0 キロ以上の遠方にホットスポットが発生している事実にも触れている。

しかも、福島第1原発事故があの程度の放射性物質の放出で済んだのは実は幸運だったのであり、近藤駿介の所謂「最悪シナリオ」も、実は決して最悪でないこと、しかも、あのシナリオは事態がある程度落着いた後のものであり、もし、より早い時期に予想したならもっとずっと酷いシナリオになっていたであろうことは p 1 6 ~ 1 8 で指摘した。

(3) 原発事故の態様や気象条件がいろいろあることについては、常識的にも理解できるところであるが、原発事故の場合、事態の深刻さからこれを想定したモデルが作られていることについては同書面 p 25 で説明した。

また、同書面 p 19～28 では、4つのシミュレーションを紹介し、事故態様・気象条件等の設定如何で、汚染区域・被害状況が大きく異なり得ることも説明した。さらに、同書面 p 41～42 で被害が多様で広範に及びうることを重ねて述べ、「原告ら全員が多かれ少なかれ被曝する危険を持っている」と述べた。

(4) これらの主張は、ただ単にチェルノブイリや福島の事例を紹介しているのではない。伊方原発で過酷事故が発生した場合、その後に生じうる事態を想定する資料として述べたものである。即ち、伊方原発から 100 km にある広島市居住者のみを念頭に置いた主張ではなく、事故態様や気象条件等により、優に 1000 km を超えた地域においても重大な被害が生じ得ることを主張したものである。

本訴原告らは、伊方原発において過酷事故が発生した場合、いずれも健康面・生活面で重大な被害を被る惧れのある者である。

2. 若干の補足（放出された放射性物質）

原子力規制庁は、福島第1原発事故により放出された放射性物質の放出量と放出割合を「拡散シミュレーションの試算結果」の中で公表している（甲 A 10 の 2 p 53～54）。それによれば、各放射性核種の放出割合は、初期インベントリに対して、例えば、セシウムであれば 2.13%、バリウムであれば 0.0264%、ヨウ素であれば 2.78%、ルテニウムに至っては 0.000000753% 等、揮発性の希ガスを除けば、極めて僅かであった。これほどわずかな放出量にもかかわらず、あれだけ大きな被害が生じるのが原発事故である。

もう一度福島第1原発事故級の事故が起こった場合、放出される放射性物質の

放出割合が上記程度で収まるとしたら、それは明らかに幸運というべきだろう。アメリカ原子力委員会の要請で作成されたW A S H 1 4 0 0 が加圧水型原子炉（PWR）の事故を9類型に分類していることは準備書面3 p 2 5～2 7で述べたが、PWR 2型事故を想定した瀬尾健のシミュレーションでは、ヨウ素の30%、セシウム50%が放出されることを前提としている（甲A 1 p 1 9 0）。この程度の放出は、当然、想定されなければならないのである。

近藤駿介元原子力委員会委員長の手による「福島第1原子力発電所の不測事態シナリオ」（甲A 8 の 1）は、作成された状況を異にするが、福島第1原発事故による被害の一層の拡大を具体的に危惧するもので、より多くの放射性物質の放出・拡散の可能性が現実にあったことを裏付けている。

福島第1原発事故による被害が「あれでも随分小さかった」ということを、我々は肝に銘ずるべきである。

以上